

いまばり リサイクル通信

令和7年(2025)12月1日発行 No.58

【保存版】



発行 今治市市民環境部市民環境政策局資源リサイクル課
TEL0898-47-5374(直通) FAX0898-48-3942



ごみ分別アプリ
「さんあ〜る」



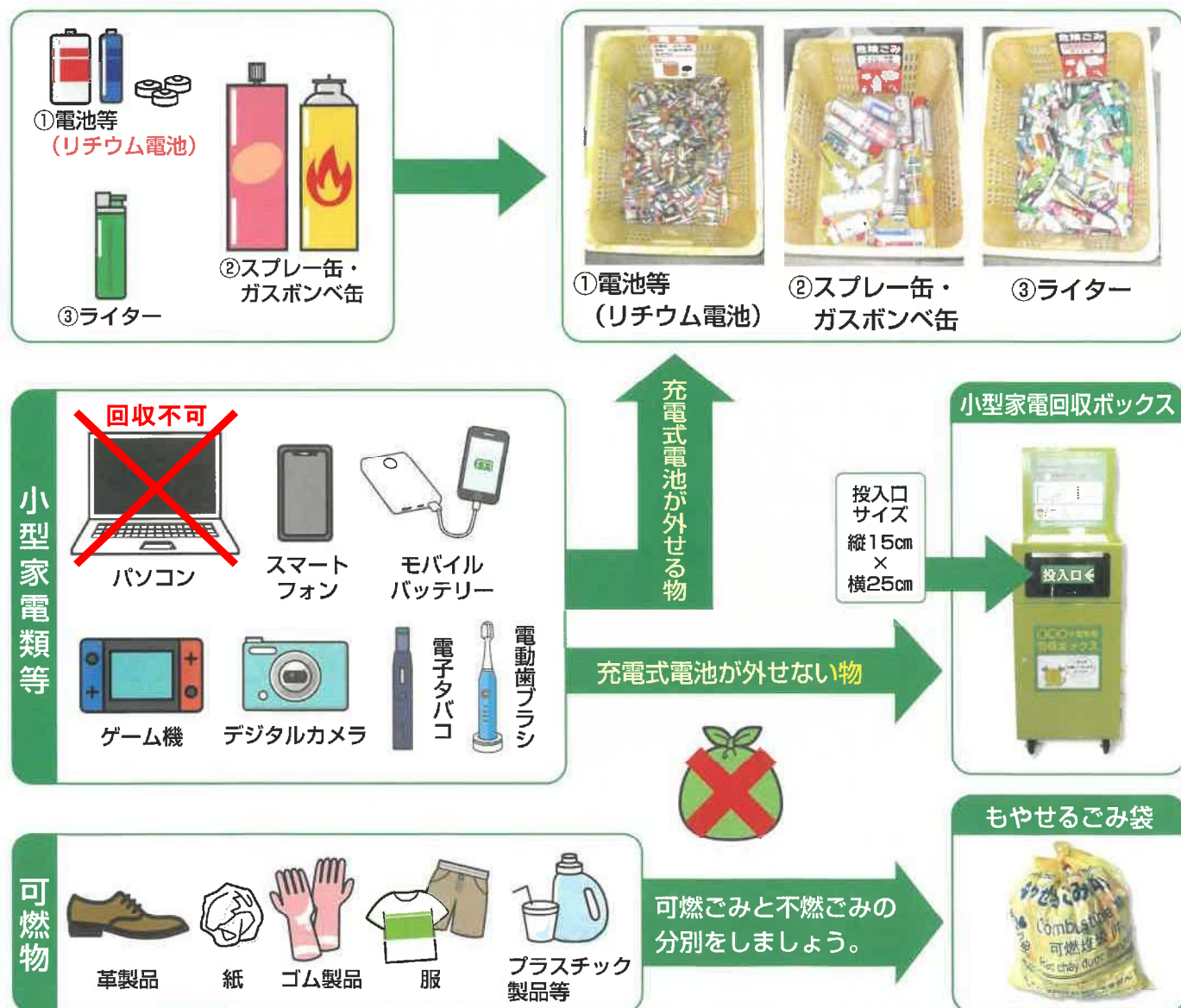
ごみの分別にご協力ください。

ごみ収集車から排出される、燃やせないごみの中には、たくさんの未分別ごみが含まれていました。

スプレー缶やガスボンベ缶、ライター、リチウム電池(充電式小型家電の中に入っています)は、クリーンセンター処理施設やごみ収集車内で、**火災が起こる原因となり大変危険**です。

スプレー缶やライター、リチウム電池等の電池類は、資源の日に危険ごみのコンテナに入れ、小型家電は最寄りの**小型家電回収ボックス**をご利用ください。**【重要】燃やせないごみの袋には絶対入れないでください。**

※未分別のごみは、回収しません。正しい分別方法でごみを出してください。



浄化槽は維持管理 が必要です。

あなたも浄化槽管理者です

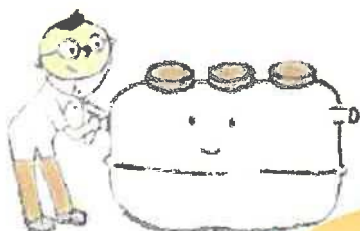
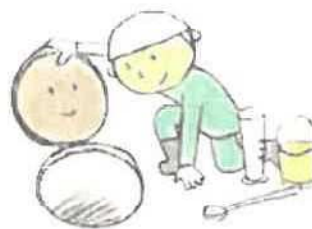
浄化槽を設置されたみなさまは、浄化槽管理者となります。浄化槽管理者は浄化槽について定められた法律「浄化槽法」により、次のような義務が課されています。

浄化槽管理者(設置者等)の3つの義務

保守点検

機器の点検・調整、補修や消毒剤の補充等を行います。

(浄化槽法第10条)



法定検査

保守点検や清掃の確認、処理水の水質分析を行います。

(浄化槽法第7条・第11条)

清掃

浄化槽内の汚泥等を抜き取り、各装置の洗浄を行います。

(浄化槽法第10条)



合併処理浄化槽維持管理費補助金制度

今治市では、3つの義務実施で補助金を交付しています!

補助金額

年間 **10,000円** (上限)

※トイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽については、補助の対象になりません。

その他、補助制度の条件等については、今治市環境政策課ホームページをご覧ください。

問合せ

公益社団法人 愛媛県浄化槽協会今治支部 TEL:0898-33-0023

今治市 環境政策課 生活排水処理係 TEL:0898-36-1535